令和７年８月１日

担　当　課	砂防課
内線電話	5564,5565
直通電話	(095)820-4788
担　当　者	藤崎・日當

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法に基づき、令和７年８月１日付で、平戸市下中津良町外の３５４箇所を、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定しました。
今回の指定により県内での指定箇所は計３８，３４７箇所となります。

１．区域指定について

長崎県では、土砂災害防止法※1に基づき、土砂災害が発生するおそれのある区域について調査し、土砂災害警戒区域※2と土砂災害特別警戒区域※3の指定を進めております。この指定は土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や、一定の開発行為の制限及び建築物の構造規制を行うことで、土砂災害から住民の生命・身体を守ろうとするものです。
今後も引き続き、県内全域で指定を進め、土砂災害からの安心安全を目指します。

２．今回の指定箇所

告示年月日	地方機関名	町名	土石流		急傾斜		地すべり		計	
			警戒区域		警戒区域		警戒区域		警戒区域	
				特別警戒区域		特別警戒区域		特別警戒区域		特別警戒区域
令和7年8月1日 県告示第394号	県北 振興局	平戸市（一部）	122	121	232	232			354	353
		計	122	121	232	232	0	0	354	353

３．区域指定箇所の詳細について

今回の区域指定に関する図書は、次の機関で閲覧できます。

- 長崎県土木部砂防課
- 県北振興局田平土木維持管理事務所
- 平戸市役所建設課

また、土砂災害防止法の概要や市町別の区域指定状況などは、長崎県砂防課のホームページでご覧いただけます。

↓砂防課ホームページ↓

http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzen-anshin/saigainisonaete/doshahou/

４．指定位置図

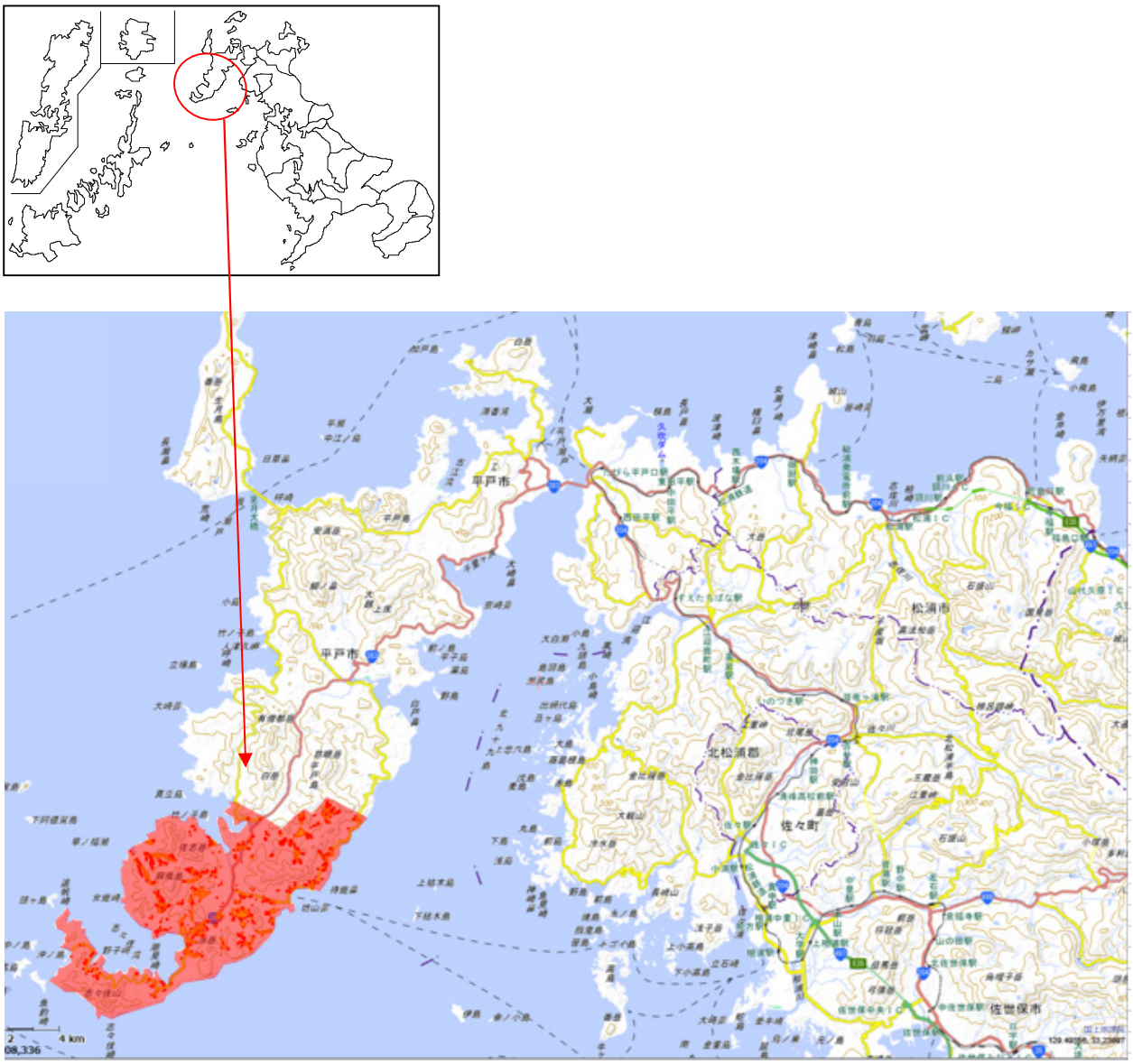

※１　土砂災害防止法：土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域を指定することで、①危険性の周知、②警戒避難体制の整備、③住宅等の新規立地の抑制、④既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもので、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、総合的な土砂災害防止対策を図るものです。
（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

※２　土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域。

※３　土砂災害特別警戒区域：建築物等に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域。